

京都府経常建設共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、府が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、経常建設共同企業体とは、優良な中小・中堅建設業者の育成と振興を図るため、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成する共同企業体をいう。

(対象業種)

第3条 経常建設共同企業体の対象業種は、「土木一式」とする。

(入札参加の取扱い)

第4条 経常建設共同企業体に登録した業種については、その入札参加資格有効期間中、原則として、構成員は個々の建設業者として単体発注の建設工事一般競争入札及び指名競争入札に参加できないものとする。また、構成員は個々の建設業者として特定建設工事共同企業体への参加はできず、経常建設共同企業体として特定建設工事共同企業体への参加もできないものとする。なお、経常建設共同企業体の営業所所在地は、代表者の主たる営業所とする。

(構成員数)

第5条 経常建設共同企業体の構成員数は、2又は3を原則とする。

(構成員の組合せ)

第6条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級、直近等級又は直近2等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、府内に主たる営業所を有する者で、登録を受けようとする業種について、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 営業年数が1年以上であること。
- (2) 建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (5) 府に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(結成方法)

第8条 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第9条 すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の3以上とする。

(代表者)

第10条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。ただし、構成員の内下位等級の者は、代表者にはなれないものとする。

(入札参加資格審査申請)

第11条 経常建設共同企業体は、入札参加資格申請に当たって、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書 (別記第1号様式)
- (2) 経常建設共同企業体協定書の写し (別記第2号様式)
- (3) 経常建設共同企業体年間委任状 (別記第3号様式)
- (4) 経常建設共同企業体総合点計算表(知事が必要とする場合に限る。) (別記第4号様式)

(入札参加資格の認定)

第12条 知事は、前条の書類の提出を受けたときは、経常建設共同企業体に係る資格審査を経て、入札参加資格を経常建設共同企業体入札参加資格認定通知書(別記第5号様式)により認定するものとする。

(資格審査申請書の変更届)

第13条 経常建設共同企業体は、経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書に記載した事項等に変更があったときは、直ちに経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第6号様式)に変更事項を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(経常建設共同企業体の解散届)

第14条 経常建設共同企業体は、これを解散したときは、直ちに経常建設共同企業体解散届(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第15条 この基準により知事に提出する書類は経常建設共同企業体の代表者の主たる営業所を所管する土木事務所の長を経由して提出しなければならない。

(構成員の指名停止の場合の特例)

第16条 構成員のうち1社が指名停止措置を受けた場合には、経常建設共同企業体全体を指名停止とする。ただし、指名停止が長期間に及ぶ場合は、当該経常建設共同企業体を解散し、他の構成員は、新たな構成員の補充の有無にかかわらず経常建設共同企業体を再結成することができる。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、経常建設共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。